

## 新型コロナウイルス関係 5.21③

令和2年5月21日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
公衆衛生担当理事 今井 一登

### 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公費負担医療等の取り扱いについて

新型コロナウイルス関係の情報をお知らせいたします。  
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課

#### 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公費負担医療等の取扱いについて

日ごろ県の健康医療行政に多大なご尽力をいただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公費負担医療等の取扱いにつきまして、別添のとおり、令和2年4月30日付厚生労働省健康局長通知が出されましたので、お知らせいたします。会員のみなさまにも、お知らせくださると幸いです。

当課において現在発行している特定医療費（指定難病）医療受給者証の有効期限は、「令和2年9月30日」までとしておりますが、上記厚生労働省通知において、**難病法に基づく特定医療費については、「支給認定の有効期間に1年を加えた期間とすること」とあるため**、本県においては、受給者からの更新申請は不要とし、現在の情報に基づき、有効期間のみ「令和2年10月1日から令和3年9月30日まで」と変更した受給者証を更新対象者全員へ送付する予定であることを申し添えます。

よって、現在の受給者が**更新手続のために指定難病にかかる臨床調査個人票を取得する必要はありません。**

ご多忙のところ恐縮ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

問合せ先  
難病対策グループ 宮下、嵯峨  
045-210-4777